

平成28年 2月10日

第30回 鹿沼市都市計画審議会議事録

鹿沼市都市計画審議会

## 第30回鹿沼市都市計画審議会議事録

と き：平成28年2月10日（水）

午後1時30分～午後2時30分

ところ：鹿沼市役所 常任委員会室

### 出席委員

#### 1号委員

築瀬範彦委員、野中清吉委員

#### 2号委員

市田 登委員

#### 3号委員

齋藤政司委員

小林俊一委員

平野美知男委員（代理出席者：清水交通総務係長）

#### 4号委員

石川昌一委員、小暮真由美委員

（計 8名）

### 欠席委員

#### 1号委員

奈良部繁雄委員、木村剛考委員

#### 2号委員

大貫 毅委員、湯澤英之委員、大島久幸委員

（計 5名）

### 出席幹事

福田義一幹事（代理出席者：南雲義晴室長）

山根徹幹事

御地合晋守幹事

石塚登志雄幹事

（計 4名）

### 事務局

鈴木誠一、江口信雄、安生天安、茂呂久雄、湯沢幸一、

柏崎英一郎、山口貴亮、後藤友香里、照井隆晃

（計 9名）

柏 崎  
都市計画係長

皆さんこんにちは。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今より、第30回鹿沼市都市計画審議会を開会いたします。開会にあたりまして築瀬会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

築瀬会長

皆さんこんにちは。私は生粋の土木屋でして、景観を語るような勉強もしていませんし、センスもないので、皆さんの活発な意見をいただきたいと思ひます。

私は、無電柱化すると地価が5パーセント上がる発想をしていますが、景観というのは貨幣に換算するものではなく、市民がああ街は綺麗だったと思ひ出せるような風景を作っていくのが基本だと思ひます。

実際には、都市計画ですので制約や手続きもあると思ひます。そういうことを踏まえながら今日は報告案件ということなのでご気楽に活発な意見を頂ければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

柏 崎  
都市計画係長

ありがとうございました。続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りさせていただきました資料といたしまして右上に資料1と記載された鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画で93ページからなる資料と資料2と記載された基本計画の概要版になります。

また、本日お配りいたしました資料としては、審議会次第で裏面に委員名簿があり、次に審議会条例、審議会規定、最後に右上に参考資料と記載された各施策の進行管理(例)でございます。

以上、本日の配布資料となりますが不足しているものがございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

事務局から報告をさせていただきます。本日の会議は、審議会規定第11条に該当する個人情報等に関する事項はありませんので、公開となります。現在の傍聴人はおりません。

また、ただいまの出席委員は8名で、委員の半数以上が出席されております。これは、審議会条例第5条第3項の規定を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは早速、議事の3 報告に入らせていただきます。

ここからは、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、築瀬会長に進行をお願いいたします。

築瀬会長

はい。まず、議事に入ります前に審議会規定第12条に基づきまして、本日の議事録署名委員を2名選出したいと思います。

本日は議席番号13番 小暮委員と4番 野中委員にお願いしたいと思います。

それでは議事に入ります。「鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

江 口  
都市計画課長

はい。それでは、「鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画」の策定について、ご説明いたします。

まず、はじめに、本計画の策定体制と経過についてですが、事前にお配りしている資料1の68ページをお開きいただきたいと思います。

本計画は、計画策定体制図で青色と緑色で着色した2つの組織を設置し、調査や検討を行い、策定をいたしました。

1つ目が、計画の策定に必要な事項を調査及び協議して計画の原案を作成する「策定委員会」です。委員は、69ページの委員会名簿に記載のとおり、知識経験を有するもの、市議会議員、関係団体から推薦を受けた者、公募による市民、計16名で構成されています。市長より計画の原案作成を諮問され、答申する組織になります。

次に、2つ目が、緑に関する専門的事項を調査及び検討する「ワーキンググループ」であり、庁内関係部局の職員18名で構成されています。

この2つの組織を中心に検討を重ね、本計画を策定してまいりましたが、その他、市民へのアンケート調査やパブリックコメントなど、市民の意見を聞く機会を設けながら、それらを計画に反映してまいりました。

続きまして、計画策定の経過について、ご説明します。

70ページをご覧ください。

平成26年度から平成27年度にかけて、策定委員会を7回、ワーキンググループを3回それぞれ開催し、その他、郵送や庁内回覧での意見照会などにより、策定作業を進めてまいりました。

年度ごとの検討内容ですが、まず、26年度は、計画策定体制を整え、緑の基本計画の制度説明や、平成14年度に策定した「鹿沼市緑の基本計画」について、また、本市の緑の現状と課題の抽出などをふまえ、本計画の第1章 計画策定にあたって、第2章 緑の課題と方針、第3章 全体構想（案）をまとめました。

なお、本市の緑の現状や課題の抽出において、市民の意識や要望、意見などを把握するため、アンケート調査を実施しました。71ページの

調査概要に記載しましたとおり、平成26年4月1日の時点で15歳以上の全市民から無作為に2,500人を抽出し、郵送によりお配りした結果、924名の方から回答がありました。この調査結果につきましては、72ページから85ページにまとめております。

70ページに戻っていただきまして、27年度は、市内全域を「市街地ゾーン」、「田園・集落ゾーン」、「森林・自然ゾーン」の3つに分け、各々の目標や施策を検討し、計画書（素案）を作成いたしました。

11月12日に開催した第6回の策定委員会では、計画書（素案）に対して最終的なご意見をいただき、基本計画（案）として、委員会から市長へ答申をいただきました。

また、11月30日から12月29日までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしましたが、意見はございませんでした。

このような経過をふまえて、「鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画」を策定いたしました。

以上で、計画の策定体制と経過についての説明を終わります。

続きまして、基本計画の内容につきまして、説明いたします。

資料1が「鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画」の本編であります。資料2の概要版を中心に説明させていただきたいと思っております。

概要版の1ページをお開きください。

本計画は、第1章 計画策定にあたって、第2章 緑の課題と方針、第3章 全体構想、第4章 ゾーン別構想、第5章 計画の推進の5章で構成されています。

まず、第1章 計画策定にあたり、本計画の目的ですが、緑の基本計画は、都市緑地法第4条で規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称でございまして、市町村が緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定める計画であります。本市では、「鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画」を策定することにより、緑地の適正な保全及び緑化の推進を図り、将来の鹿沼を思い描きながら、花と緑と清流によるまちづくりを進めていくことを目的としています。なお、参考資料として、都市緑地法第4条を抜粋したものを本日お配りしております。

次に、2 緑の定義ですが、この計画では、樹木や草花等の植物だけではなく、樹林地や農地、草地、水辺地、岩石地等も「緑」としてあります。また、公共的な場所だけではなく、個人が所有する森林や農地、住宅の庭やプランターに植えられた花まで幅広く「緑」として捉えており

ます。

続きまして、3 緑の機能であります。緑には、(1)環境保全機能、(2)防災機能、(3)景観形成機能、(4)健康・レクリエーション機能、(5)生産機能の5つの機能があると考えています。

次に、本計画の目標年次ですが、10年後の平成37年としています。

2ページをご覧ください。第2章 緑の課題と方針になります。

本市の現況や先ほど計画策定の経過で説明しました市民に対するアンケート調査、策定委員会のご意見等から緑に関する課題を整理し、それぞれの課題に対して取り組むべき方針を定めました。

課題と方針の関係を示した図をご覧ください。左側に課題、右側に方針とし、これらの関係性を色分けで示した図となります。課題としましては、「豊かな緑の減少」、「生物多様性の保全」、「緑の機能の低下」、「市街地の緑の不足」、「緑の配置の偏り」、「市民等の緑に対する意識の格差」、「公園機能の不足」、「公園の配置の偏り」、「公園の管理体制の不十分」、「協働での取組み」が挙げられ、それに対する方針として、「1 緑の保全」、「2 緑化の推進」、「3 緑に対する意識の向上」、「4 公園の再整備や配置の見直し」、「5 共通方針」の5つを設定しました。

また、色ごとに、破線で囲んだ課題と着色した方針がそれぞれの関係性を示しており、例えば、青色の破線で囲んだ「豊かな緑の減少」、「生物多様性の保全」、「緑の機能の低下」、「市街地の緑の不足」の4つの課題に共通して取り組む方針として、「1 緑の保全」があるというようになります。特に、緑に関する様々な取組みを行政だけでなく、市民や事業者と一緒に取組んでいくことが重要であると考え、ピンク色の破線で囲んだ「協働での取組み」を緑の課題すべての共通方針として設定いたしました。

続きまして、第3章 全体構想になります。

まず、1 計画区域ですが、下の図の左側に記載したとおり、本市では、平成14年度に「鹿沼市 緑の基本計画」を策定いたしました。この時は、先程の参考資料で示した都市緑地法第4条の規定に「主として都市計画区域内において講じられるもの」とあるため、旧鹿沼市の都市計画区域内だけの計画でありました。

しかし、その後、旧鹿沼市と旧栗野町が合併したこと、また、本市は、森林や田園が市内の緑の多くを占めており、欠かすことができないものであると考えたため、本計画では、都市計画区域外も含めた市内全域を計画区域とし、花と緑と清流のまちづくりを進めていくこととしまし

た。

3 ページをご覧ください。

2 緑のまちづくりのテーマですが、本計画では、市民・事業者・行政が協働により、10年後の未来へと緑をつないでいくことを目指し、「みんなでつなぐ緑のまち 鹿沼」といたしました。

続きまして、3 計画区域のゾーニングと目標ですが、下の図をご覧ください。

まず、ゾーニングですが、主な土地利用の状況から、計画区域を「市街地ゾーン」、「田園・集落ゾーン」、「森林・自然ゾーン」の3つに分けました。

具体的には、黄色で着色した「市街地ゾーン」は、宇都宮都市計画区域内の市街化区域と栗野都市計画区域内の用途指定をしている地域、黄緑色で着色した「田園・集落ゾーン」は、宇都宮都市計画区域内の市街化調整区域と栗野都市計画区域内の用途指定をしていない地域、緑色で着色した「森林・自然ゾーン」は、都市計画区域外の地域としております。

次に、各ゾーンの目標ですが、「市街地ゾーン」では「緑を身近に感じ、笑顔と人をつなぐ緑のまち」、「田園・集落ゾーン」では「緑の減少を防ぎ、食と人をつなぐ緑のまち」、「森林・自然ゾーン」では、「緑を保全し、豊かな自然と人をつなぐ緑のまち」と目標を設定し、それぞれの緑を水辺でつないでいくことにより、ネットワークの形成を図ります。

続きまして、4 ページをご覧ください。

ここでは、今後、計画を推進していく中で、達成状況を把握するための数値目標を設定しております。

目標は、①緑が増えたと感じている人の割合、②緑への関心度、③公園の未利用率の3つで、平成26年度の市民アンケートの数値を基準に、計画策定後の5年目（平成32年度）、10年目（平成37年度）にアンケート調査を実施して、達成状況を確認してまいります。

後ほど説明します課題に対する緑の方針に沿った取組みを行っていくことで、目標とした数値を達成できるよう、緑の質の向上及び市民への緑に対する意識の向上を図っていきたいと考えています。

続きまして、5 ページをご覧ください。第4章 ゾーン別構想になります。

先ほど3 ページでご説明いたしました計画区域内の3つのゾーンの目標を達成するため、下の図に示したとおり、「緑の方針」ごとに「基

本施策」を設定いたしました。例えば、青色で示した方針1 緑の保全の「基本施策」は、a 法による保全、b 生物多様性の保全、c 農地の保全、d 樹林地の保全となります。

また、「基本施策」ごとに、より具体的な取組みを示した「主要施策」を設定いたしました。

6 ページの表は、これまで説明した「緑の方針」、「基本施策」、「主要施策」をまとめたものであり、「主要施策」を取組む対象ゾーンを示しています。対象ゾーンは、「共通」、「市街地」、「田園・集落」、「森林・自然」に分かれており、「共通」は、取組む主要施策が3ゾーンに共通していることを意味しています。また、二重丸(◎)は、その施策の主となるゾーンを、一重丸(○)は、施策に該当するゾーンを表しています。

続きまして、7 ページをご覧ください。

第5章 計画の推進では、協働による花と緑と清流のまちづくりの考え方を記載しており、様々な取組みや事業を、市民や事業者、行政など多様な人々の協働により推進していくこととしております。

最後に、本計画の今後の進め方についてであります。各主要施策の進行状況を把握するため、年度ごとに進行管理を行います。

本日お配りしました資料3をご覧ください。

これはあくまで参考例であり、内容につきましては、今後、さらに検討して参りますが、このような形で、実施された主要施策の進行管理を行いたいと考えています。また、これをまとめたものを冊子として作成し、公共施設や各自治会等に配布することにより、緑に対する意識の向上を図ってまいります。また、先ほど4ページの数値目標で説明いたしましたとおり、平成32年度と37年度にアンケート調査を行い、数値目標の達成状況を確認しながら、市民協働による花と緑と清流のまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上で「鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画」の策定についての説明とさせていただきます。

築瀬会長

ただ今のご説明に対して、皆さんからのご意見・ご質問いただきたいと思います。

まず、私から先にお聞きしていきたいのは、先ほど冒頭で報告案件とお聞きしましたが、68ページの都市計画審議会との関係を示した組織図で鹿沼市 花と緑のまちづくり基本計画策定委員会に市長さんから諮問され、委員会から市長さんに答申したと示しています。それに対して、



左側の矢印だけとなっていますが都市計画審議会において、我々が議論する内容というのはどのような位置付けになりますか。

江 口  
都市計画課長

・今回の都市計画審議会につきましては、鹿沼の都市計画について広く内容について知っていただく場ですので、今回の案件について審議していただきたいというのと鹿沼市は緑についてこのような計画で行っていきますということを報告させていただきます。

今回、議論していただいた内容につきましては、反映できるものにつきましては反映し、すぐに反映出来かねるものにつきましては、次回の参考とさせていただきたいと考えております。

築瀬会長

ありがとうございます。都市計画と緑の計画というのは強い関係がありますが、都市計画審議会の議論する案件ではないということですね。しかし、その強い関係があるのでご報告するということですね。

では、そういう前提で資料のご説明を聞いた中で皆さんから何かご質問・ご意見あれば承りたいと思います。よろしく願いいたします。

江 口  
都市計画課長

計画策定の説明について補足ですが、平成14年度に作りました計画と今回の計画との主な相違点についてご説明します。

平成14年度は、現在ほど人口減少や少子高齢化などが問題になってなく、計画の内容も一人あたりの公園面積を10㎡以上にしていくことや公園を整備していくという右肩上がりの計画を策定していました。しかし、都市計画の区域マスタープランでご説明しました通り、鹿沼市も人口減少という局面で、一人あたりの公園面積は何もしなくても増えてしまうことから、事務局の方で検討したところ、市民の中で緑が増えたと感じてくれる人が多くなるような施策をしていこうとなり、この3つの数値目標を設定しました。平成14年度の目標とした一人あたりの公園面積は、公園の面積を人口で割れば出ますが、今回の計画の目標は、簡単に測れるものではなく5年後10年後にアンケートを行い、数値目標に設定したことを評価していきます。

以上が、前回の平成14年度の緑の基本計画と今回の鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画の大きな相違点だと思っております。

築瀬会長

鹿沼市は緑がたくさんありますからね。直接的に関係するわけではないですが景観条例は制定されてるのですか。それは県の条例に準じたものですか。それとも独自の条例ですか。

江 口  
都市計画課長

鹿沼市は景観行政団体になっておりまして昨年、景観条例を制定し、4月1日から鹿沼市の条例で施行しています。

内容としましては、県と大部分準じていますが鹿沼市の実情に合わせた設定をしております。

築瀬会長

景観法が出来るまでは、法律がないことを理由に個人の財産権を制限するというのは出来ませんでした、今はだいぶ制限できるようになってきました。

栃木県内にある山の上にお酒という大きな看板が出ているのが、気になっています。基本的にそれは個人の財産で、指導することが出来なかったのですが、景観法が出来て指導できるようになってきました。

そうっていくには、市民がお酒の看板が山の中腹にあるというのは景観上いかななものかと思っただかかないといけないと思います。

齋藤委員

基本計画を読ませていただいた感想としましては、この施策を展開する上で今、人口減少という全体的な問題が上がってきていると思います。大都市でも鹿沼市のような地方都市でも空き家とか空き地というのが散見されつつあり、緑は緑だが管理されていない樹木や夏場の雑草などの管理されていない緑が増えてきています。

資料1の7ページの課題の中に市民の緑に対する意識の格差とありますが、緑の取組みを行っている市民がいる一方で緑に関心のない方もいると書いてあります。

15ページの主要施策の対象ゾーンの中にも、意識の向上の一環として自己の財産に対する適切な管理を働きかけてほしいです。

また、空き家に関しては空き家に対する条例を市は持っているかと思うので、自己所有の土地に対する適切な管理について基本計画の中に含めていただけるとよりよくなると感想を持ちました。

要望・意見といったかたちで受けてもらえればと思います。

築瀬会長

ありがとうございます。これから目標達成についてモニタリングしていくわけですから、個人の財産について配慮されるような方法をお願いしたいと思います。

私が懸念しているのは、ソーラーパネルが機能しなくなった後、撤去しなくてはいけないような義務はなく、お金を出してまで元に戻すかというの難しい話だろうと思います。それは、日本中の課題であり、そ

ういう面も含めて考えないといけないだろうと思います。すぐに出来るものではないと思いますが 20 年スパンで考えるとそういう問題も上がってくるのかなと思います。

その他、いかがでしょうか。今日、警察の方もいらっしゃいますのでお聞きしたいと思います。警察署の北側で建築を行っていましたが、道路沿いに緑を設置するのですか。

江 口  
都市計画課長

あれは、民間の開発でガソリンスタンドとコンビニが出来る予定です。

築瀬会長

すいません。敷地が隣なので勘違いしました。

その民間には、緑化するよう指導を行っていますか。

緑の計画を作りますと、市民から植栽を何とかしてほしいと要望が出て役所の方は仕事が増えるのではないかと思います。

また、公共施設の建て替え時も配慮しながら 10 年ぐらいのスパンで見えていくとずいぶん緑も増えていくと思います。土木課や都市計画課、建築指導の方については、今までの仕事に余計な仕事が増えることになると思います。

ただ、緑を増やしていくというのは、住民側が自分の財産というのをしっかり感じていくのと行政も建て替えや施設の更新時期の際に少しずつお願いしていく、そのような繰り返しをしていくのだろうと感じています。

計画を作った以上、5 年という短い期間ではなく 10 年単位で考えたときに道路沿いに緑が増えたとか綺麗になったと思えるように頑張っていたきたいと思います。

石川委員

資料 2 の第 4 章のゾーン別構想で緑の課題が色々あります。特に、私たちは農地の方に住んでいるので、農地の保全について質問ですが、今は耕作放棄地が多くなっており、その解消について行政が行っている事業があるのですか。

築瀬会長

非常に難しい問題だと思いますが鹿沼市として耕作放棄地についてどういう方針をお願いします。

御地合幹事

耕作放棄地の対策につきましては、今は全国的に農地中間管理機構が作られており、鹿沼市の場合は、農業公社が行っています。比較的大き

い面積でやることが多いですけれど小さい面積でも行っており、それに対して、貸したい人に対して国の補助金が入り、少しでも解消していこうということです。

また、市で行っている農地リニューアル事業というのがあり、農政課だけでなく農業委員会とも合同で行っています。資料3に書いてありますように、平成26年度には耕作放棄地を7.2ha解消しましたが、それよりも耕作放棄地となっていく面積の方が速く、実際には耕作放棄地が増えている現状です。これは、人口減少の問題もありますし、農村への定住化・移住化を行っていかないと根本的な解決にはならないと思います。また、新規就農者を増やすための対策もうっていきたいと思います。

築瀬会長

山林も耕作地も都市部も全部含めて全体のゾーニングをしていくので、それぞれの分野で努力していただきたいと思います。他、いかがでしょうか。

小暮委員

昨日、テレビで足立美術館にある緑の庭園の見せ方について工夫をしていました。

その工夫というのは、窓枠を額のようにして、そこから見るととてもいい景色が見られるというものでした。今日、欠席されている大貫議員も行かれていてフェイスブックにも写真を挙げられていました。

私は、10年間のうちに特に変えなくちゃいけないことというのは、市民の緑に関する関心度だと思います。それが一番難しいものだと思います。

まずは、興味を持たせることが重要だと思います。

良い景観を写真に収めた看板を各場所で建てていただけると市民も興味を持って足を運ぶのではないかと思います。盆栽や良い松があるような良い庭でも、おじいちゃんが亡くなってしまい切ってしまったというのが現状ですが、良い庭のまま持ち主の許可を得て写真を撮らせてもらいフェイスブックに載せることでそこに行きたいと興味を思ってもらえるのではないかと思います。市民の関心が一番難しくて時間のかかることだと思いますので、何か工夫をしていただければと思います。

築瀬会長

ありがとうございます。情報発信ということですね。

江口  
都市計画課長

この回答につきましては、緑の基本計画とは若干変わるのですが、鹿沼市は景観計画を策定しております。

これにつきましては、昨年ご説明したかとは思いますが、この中で景観重要建築物や景観重要樹木というのを指定していきたいと考えています。

また、景観条例を制定し、去年の夏ごろにホームページや広報に載せ、自治会単位で各地区の素晴らしい景観を募集しました。その中で現在3件ほどあり、再来週の景観審議会にて審議していただき、鹿沼市の景観重要建築物や景観重要樹木として指定していきたい。それを鹿沼市の広報などで情報発信していきたいと思います。

これは、1回きりというのではなく毎年継続して行っていきたいと思えますので近くに綺麗な樹木や建築物というのがあれば応募していただきたいと思えます。

その他、写真については観光課の方で行っているのだと思いますが都市計画課としては景観計画ということで行ってきたいと思えます。

築瀬会長

ありがとうございました。楽しみにしております。

石川委員

樹木など古くなってくると管理も大変ですよ。

江口  
都市計画課長

大変だとは思いますが、地元で重要ということで大事にされているということで3件応募されていますので審議していただきたいと思えます。指定になれば広報やホームページで公開していき、現地には看板などで表示をしていきたいと思えます。

石川委員

それに関連して計画書にもあるように天然記念物は表示されていますか。

江口  
都市計画課長

これは天然記念物ですので建っていると思えます。

石川委員

最近、雪や豪雨などの被害で痛めつけられていますよね。

築瀬会長

鹿沼市は素晴らしい観光マップを作っていますよね。その観光マップにもいれてみてはどうですか。新鹿沼の駅で降りて行ったら栗野まで行ってしまうくらいの宣伝をしていただくといいですよ。

天然記念物とか観光とかは、景観と関係ないようですが実は良い景観になると思えます。皆さんがそれを認識して守ろう、見に行こうとなる

機会を増やすことが全体として意識の向上につながっていくだろうと思います。

大変、貴重なご意見いただきましたがいかがでしょうか。すぐに特効薬があるものではございませんが日本中、少子高齢化はみんな苦勞しています。その中で、地道な努力をしていったところが10年、20年のスパンで活性化していくだろうと思いますので、これを機会に鹿沼市の緑の施策をますます大切にしていいただければと思います。その他、ご意見いかがですか。

全委員

特になし。

築瀬会長

それでは、先ほどの冒頭のご説明がありましたように都市計画審議会として今回の計画について意見を言わせていただきました。反映できるものについては、検討していただくということでご約束いただいておりますので皆さんのご意見が少しでも反映されるようお願いいたします。

本日は、これで終了となります。ありがとうございました。

議事録を証するため署名する。

会 長 築瀬 乾 彦

署名委員 小暮 真由美

署名委員 野中 清吉